住み続け・住み替え早めの総合相談サービス事業実施要綱

令和２年１２月１８日制定
令和３年５月６日改訂
令和３年１０月１５日改訂
令和４年4月８日改訂
令和５年４月７日改訂

第 1 条(目的)

この要綱は、「高齢期の健康で快適な暮らしのための住まいの改修ガイドライン」の普及促進のために、一般社団法人高齢者住宅協会（以下、「当協会」とする。）が実施する「住み続け・住み替え早めの総合相談サービス事業」(以下、「本事業」とする。）に必要な事業の内容を定めることにより、円滑な事業の実施に資することを目的とする。

第 2 条（事業内容）

本事業は、主に 50 歳以上のプレシニア、アクティブシニア層を対象に、介護が必要になる前に高齢期の住まい・住まい方について、必要な助言を行うことにより、別に定める本事業に関する利用規約及びプライバシーポリシーに沿って実施する。

第 3 条（相談員の責務）

本事業の相談員は、次に掲げる事項を遵守して業務にあたるものとする。

（１）高齢期の住まい・住まい方に関する相談業務を良心的かつ誠実に行うこと。

（２）「高齢期の健康で快適な暮らしのための住まいの改修ガイドライン」の普及促進に協力し、50 歳以上のプレシニア、アクティブシニア層へ情報提供を行うこと。

第 4 条（相談員の要件）

本事業の相談員は、当協会が実施する「介護と住まいの相談員研修」を修了し、当協会が発行する当協会が発行する「介護と住まいの相談員修了証」又は、「准 介護と住まいの相談員 修了証」の発行を受けた者、又は、関連する諸分野における専門知識・実務経験を有すると当協会が認めた者とする。

２　当協会が定める本事業に関する利用規約及びプライバシーポリシーを遵守できる者。

３　当協会が運営するオンライン予約システムに、所定の相談可能枠を登録できる者。

第 5 条（相談員の登録）

前条の要件を満たす者で、本事業の相談員に登録しようとする者は、次に掲げる事項を当協会に電子データで提出するものとする。

（１）当協会が管理する WEB サイトへ掲載する事項

（２）介護と住まいの相談員研修修了証の写し又は関連諸分野における実務経験を証明す

る書類
（３）その他必要とみとめられる事項
２　前項の事項に変更があった場合は、遅滞なく届け出るものとする。

第 6 条（相談員が提供する相談業務）
相談員は、①住み続けのための住宅改修、②高齢者住宅等への住み替え、③高齢期の暮らし全般の悩み事など、高齢期の住まい・住まい方に関する一般的な相談について、無料で相談業務を行うものとする。
２ 前項に掲げる相談員の業務の範囲を超える場合は、その旨を相談者に事前に説明しなければならない。
３ 本事業の利用規約・プライバシーポリシーを超えて、個人情報の第三者提供を行う場合は、相談者に事前に説明し、「個人情報の保護に関する法律」及び関係諸法令に基づく必要な手続きを行わなければならない。

第 7 条(本事業の費用)
本事業の運営に必要な費用を、当協会は、利用者に請求することができる。

第 8 条(その他)
この要綱に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附則
（施行期日）
１ この要綱は、令和 2 年 12 月 18 日から施行する。
（経過措置）
２ 令和 2 年 12 月 18 日～令和 6 年 3 月 31 日までは試行期間として運用し、第 7 条の規定は適用しない。